

第二十二回国会 建設委員会議録第十六号

(三三三)

昭和三十年六月六日(月曜日) 午前十時二十八分開議

出席委員

- 委員長 内海 安吉君
- 理事 荻野 豊平君 理事 高木 松吉君
- 理事 廣瀬 正雄君 理事 澤澤 寛君
- 理事 瀬戸山 三男君 理事 西村 力弥君
- 理事 今村 等君

- 伊東 隆治君 薩摩 雄次君
- 田中 彰治君 松澤 雄藏君
- 山口 好一君 大島 秀一君
- 久野 忠治君 仲川房次郎君
- 二階堂 進君 小松 幹君
- 三鍋 義三君 安平 鹿一君
- 山田 良司君 中島 巖君
- 松尾トシ子君 石野 久男君

出席政府委員

- 建設政務次官 今井 耕君
- 建設事務官 石破 二郎君
- (大臣官房長) 大田官房長
- 建設事務官 洪江 操一君
- (計画局長) 建設技官 富樫 凱一君
- (道路局長) 建設事務官(住宅局住宅企画課長) 南部 哲也君
- 建設技官(住宅局住宅建設課長) 鎌田 隆男君
- 建設事務官(住宅局住宅経済課長) 鮎川 幸雄君

委員外の出席者

- 専門員 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君

五月三十一日 委員有馬輝武君辞任につき、その補

欠として赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

六月一日 委員赤路友藏君辞任につき、その補欠として有馬輝武君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日 委員仲川房次郎君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日 委員荒船清十郎君辞任につき、その補欠として仲川房次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十七日 結核回復者の住宅確保に関する請願(福田篤泰君紹介)(第一一六号) 球磨川改修工事促進に関する請願(福水一臣君紹介)(第一一四八号) 市房ダム建設促進に関する請願(福永一臣君紹介)(第一一四九号)

同月三十一日 国道一号线舗装工事促進に関する請願(今井耕君紹介)(第一二九九号) 吉田川上流改修工事促進に関する請願(保科善四郎君紹介)(第一四〇〇号)

六月三日 伊集院町の都市計画事業促進等に関する請願(原捨思君紹介)(第一六六二号)

川尻国道建設計画変更に関する請願(石坂繁君紹介)(第一六六三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 日本住宅公団法案(内閣提出第六三三号)

昭和三十年建設省関係予算に関する件 ○内海委員長 これより会議を開きます。

三十年建設省関係修正予算の内容について、石破官房長より発言を求められております。これを許します。石破官房長。

○石破政府委員 いずれ正式にきまりましたら、建設省からも資料として提出したいと思っておりますが、私どもの聞いております範囲におきまして、修正予算建設省関係分のこまかい内訳につきまして、御説明申し上げます。

河川等事業費でございますが、内地と北海道と両方合計いたしましたら、五億増ということに相なっております。内地と北海道の割合は、内地が四億三千四百萬円でございまして、北海道が六千六百萬円でございまして、内地の河川等事業費のこまかい内訳でございますが、これを直轄に二億九千萬円、中小河川の補助に一億四千四百萬円増と相なるように聞いております。この分け方につきましては、その根拠はよくわかりませんが、一応当初要求いたしました予算額の比率によって分けておるようであります。

その次に、総合開発事業費、つまり多目的ダム建設に要する経費に二億ふえておりますが、この内訳は、直轄に八千万、補助が一億二千万、こういう内訳に相なっております。

それから災害復旧は、災害復旧に要する経費は合計四億五千万であります。これを建設省、農林省、運輸省、各この事業を担当しておりますところに分けておまして、その分け方の比率はそれぞれ残事業の多寡に比例いたしまして分けております。その結果、建設省関係としたしましては二億八千三百四十一萬円、農林省関係が一億四千六百二十五萬五千円、運輸省関係が二千三百八十八萬五千円、計四億五千五百四十一萬円の内訳は、直轄が一億四千四百萬円、補助が二億七千二百九十七萬円、かように相なっております。以上北海道を除きまして、災害は入っておりますが、公共事業費で増加と相なりましたものの合計が九億一千七百四十一萬円でございます。これに北海道の河川総合事業費の六千六百萬円を加えますと、九億八千三百四十一萬円ということに相なっております。

次に公共事業費以外の一一般の経費であります。防火建築帯の補助に六千万円、これは当初要求予算には計上いたしておりましたが、六千万円新規に増加と相なることになっております。

次に、産業開発青年隊の導入に要する経費といたしまして、一千万円追加

になっております。これを合計いたしますと、七千万円。公共事業費と総合計いたしますと、九億八千七百四十一萬円の増加であります。これが一般会計であります。

次に特定道路の関係で、借入金五億増加と相なっております。この内訳は、まだしつかりきまっておらぬと承知いたしておりますが、若干の新規事業も新たにやり、さらに継続にも相当額をふやすということに相なるかと想像いたしております。

なお、大蔵省所管予算でありますけれども、住宅金融公庫出資金五十二億円のうち四十五億円は政府の低利資金の融資に振りかえられております。その結果、住宅金融公庫の資金繰りなり利息の関係でございますけれども、御承知の通り住宅金融公庫は、従来とも政府の出資金と、政府の低利資金六分五厘の預金部資金なり、簡易保険の資金を借り入れまして、これをならしまして、五分五厘で貸し付けておるわけでありまして、政府の出資金と運用部資金なり簡易保険資金の割合というものは、ある程度の比率を取っておきま

せんと、平均五分五厘に回すというのにはなかなか困難であります。本年当初五十二億予定しておりましたが、四十七億になりました。本年度に関する限りは公庫の業務運営には差しつかえありません。従いまして、貸付金利を、五分五厘ということが法律できまっておりますが、これを動かす必要はないと考えております。

第一類第十二号 建設委員会議録第十六号 昭和三十年六月六日

以上であります。

○内海委員長 これに対して何か御質問ありませんか。——御質疑はないと認めます。

○内海委員長 次に、日本住宅公団法を議題として、これより質疑に入りまします。通告順によりこれを許します。廣瀬正雄君。

○廣瀬委員 日本住宅公団を作ることにつきまして、さような新しい機関を作る必要があるかどうかということ、あるいは公団の性格、事業内容、資金計画というような問題につきまして、すでに活発な論議が重ねられております。われわれもその大體の要領、大綱については、知ることができたのでございますけれども、この機会に、公団法案について二、三お尋ねをいたしておきたいと思っております。

まず、日本住宅公団という新しい機関ができるわけでございますが、この公団という名称の意義、これをまづもって政府当局におかれてはどのようにお考えになっておるか、この点をお尋ねしたいと思います。

○石破政府委員 正直に申し上げます、公団という文字には、そう大した理論的な根拠は持っておりません。政府の出資と地方公共団体の出資と両方を資本金としました一種の公法上の法人と、かように考えております。そういう資金構成、事業の内容等からして、公団という名前が適當であろう、かように考えた程度であります。戦争直後各種の公団というものができましたが、文字は同じでありますけれども、これらとは全然性質は異なっております。これは、御承知のよ

うに政府の機関でございましたが、これは政府の機関でございませんで、あれとは全然関係のないものであります。かように考えております。

○廣瀬委員 この公団の設立につきまして、一部には公団という名称をやめようかという意見もあるようでございませぬが、公団ということになりますれば、政府関係機関であります。電電公社とか国鉄でありますとかいうような、内容が違ひまして、名称が違ひないということになりますれば、さような混淆を来たすおそれがあると思つてございまして、私は公団という名称が一応しかるべきではないかというように考えておるのでございませぬけれども、さようなことについての政府当局の御意見を伺いたいと思つております。

○石破政府委員 お話の通り、現にありますが公団という名前を使つておられますのは、普通政府の機関についてこれを称しておられます。もちろん民間におきましては、住宅公社というような名前を、地方によりましては使つておられるところもあるようでありませぬ、民間にも相當あるかと思つております。これは、公社という名前を政府機関以外に使つていけないという法律がないせいでございますが、民間機関で公団という名前を使つておられる例もあるようであります。従ひまして、法律上からいいますと、現に考えておられます公団を公社と称しては、別に違法とかなんとかいふ問題は起らぬかと思つておられますけれども、お話の通り、現に政府機関としてありますやうな団体について公団という名前を使つておられます

で、それと違ふという意味で公団が適當であろう、かように考えておるのであります。

○廣瀬委員 かつて存在いたしました住宅公団につきましては、冷感な批判がなされておられることは、御承知のところでございますけれども、今回提出された公団法案を拜見いたしました。私どもが従来伺つておりました住宅公団の内容とほとんど変らないという感じがいたすわけでございます。この公団が、住宅公団の前輪を踏むおそれがある、かような機構でありはしないかという心配も持た得るわけでありまして、これにつきましての政府御当局の御所見を承わりたいと思つております。

○石破政府委員 當局がいろいろの關係で事業が行き詰まり、有終の美をなしたことはならなかつたということ、は、よくわかつておられますが、當局が当初の目的を達しなかつたことにつきましては、いろいろな原因もありましようけれども、終戦直後というやうな特殊の社会情勢のもとにあつたことも、大きな原因であろうと思つておられます。私どもといたしましては、この公団に關する限りは、不始末を來さないやうに、制度の上でも、さらに今後の人事その他業務の運営に關しまして、十分の注意を払つて参りたい、かように考えておられます。

○廣瀬委員 今度日本住宅公団を新しく設立するということにつきまして、もとより鳩山内閣が考えておられます、また國民に公約いたしました大きな政策であります四十二万戸の推進ということにおおきいのであります。本年度におおきい二万戸の建設をしようと思つておられます。

おるのであります。従ひまして四十二万戸というのには、日本の住宅難を十カ年に解消したいという目的のもとに考へておられます政策でありますので、住宅公団の事業計画もさような目標のもとに事業を推進して参りまして、今年度が二万戸の建設というわけになっておるものだと考へておられるわけでございますが、この住宅公団の今後の事業推進の構想、何カ年計画でどのような事業をやつていくかというやうなことについて承わりたいと思つております。

○竹山國務大臣 予算の修正の問題で、ただいま両院の修正案を閣議で了承をいたしましたためにおくれまして、まことに申しわけございません。

○廣瀬委員の御質問の住宅公団が、まだ御審議中でありませぬから、われわれとしては、現在の段階におきましては、今予算で考へておられます二万戸の計画を基礎にいたしまして、将来の十カ年計画で住宅計画全体を完遂するやうな構想で進んでおられるわけでありませぬから、今御審議をいたしておる公営住宅を三カ年間に十五万五千戸建設するということを政府が公式に決定しては、計画として、いつも申し上げるやうに本年度を起点にして、六カ年のいわゆる自立経済の計画に基きまして、國民所得の漸増に応じて全体の額を進めて参ると考へておられます。しかして十年の間でありますから、経済情勢の変化等もありませうし、また明年の度予算には拡大均衡の傾向も出て参りませうから、明年度以降の予算の實質的な編成は、また今後の情勢に応じて、また今年の予算を実施いたしました体験に基きまして、国会のいろいろ

な御意見を基礎にして慎重に立てて参りたいと考へておられますが、今のところは、これを基礎にして漸次拡大して進めていくということに考へておられますので、今年度の計画はさういう意味においていづれも最小限度の線をこれ確保いたしていきたい。

それから実施のやり方等につきましては、もちろん一応法律及び予算の基礎として考へておられるわけでありまして、これを一番實際の面に沿うやうに、すみやかに計画が実行に移れる方法をとることが適切だと考へておられますから、実施の面においてはよく考へて参りたいと思つておられます。

○廣瀬委員 ただいま承わりますと、公団が本年度二万戸を建設するということは最小限度の目標であるというお話でございます。公団の発足の關係上、本年度は予算が少な目になっておるやうであります。果して本年度中において二万戸の建設が公団の手にしておられるかどうか。これはすでにお尋ねいたしましたことでもありますけれども、この点は公団について相當大きな問題であるかと考へておられますので、重ねてお尋ねしたいと思つております。

○竹山國務大臣 これは私だけの考えを申し上げます、従来も、公營その他の計画を実行いたしました体験からいいたしまして、一番の問題は、資材にあるのではないのであります。土地の問題と、資金の問題、特に資金の問題にあると思つております。そういう意味で、公營等は、政府が金を出して、裏打ちをすべき地方の財源がなかなか思つておられるやうに、いけなかつたという点に、大きな難点があるということを一面に考へますと、公団は、とにかく政

策をどう考へておられるか、この点をお尋ねいたします。

策をどう考へておられるか、この点をお尋ねいたします。

府の財政出資を初め、民間資金も予約済みでありますから、百六十六億の資金は、一応国会の御審議決定が済みますれば、すみやかに準備を進めることにより、全体の資金は立ちどころに集まるわけであります。他にこれに伴う手持ち資金を要するとか、あるいは頭金を要するとかいう問題ではないのでありますから、私は事務的に準備を進めることによりまして、一と二と集めて考えれば非常に大きいようでありませんが、これを全国的に分散するならば、実施上において非常な難点というものはないと私は思います。もちろん、事業でありますから、ただ机上で言うように簡単にはいきませんけれども、一番の隘路であるところの資金はもう用意済みでありますし、計画準備をすみやかに手配することにしております。二万戸の建設というものは、私はきわめて困難だとは、実は考えておらぬわけであります。

○廣瀬委員 公団法案の第一条の字句につきましてお尋ねいたしたいと思っております。公団を特に設立いたします理由につきまして、いろいろあげられておりますが、その理由の一つといたしまして、行政の区域を越えて、広地域におきまして、最も住宅難のなほだしい場所において住宅難を解消したいというねらいがあるようでありませう。第一条の条文の字句によりまして、住宅不足の著しい地域において、これは具体的に例をとりまして、東京の勤務者の住宅難を解消するために、隣の千葉県に東京都の住宅を建てる、さようなことを公団ができる道を開いたものだと思っておりますけれども、こ

の字句の解釈から申しますと、東京でなければ公団の住宅建設はできないというふうな誤解を招きやすい字句であると私は考えるのであります。この「地域」という字句の解釈につきましてのお考えを承わりたいと思っております。

○竹山國務大臣 これら率直に申せば、そういう誤解が伴うであろうということは、私もあらかじめ気づかないことはありませんでしたけれども、端的に公団の性格を表現するために、こういうことを表わしたわけであります。これは法律的事実を限定的に考えたわけではございません。むしろ、むしろ公営住宅と相関連をしまして、おのおのその特徴を生かして、表裏一体をなしていくという建前を實行の面でお考えなれば、必ずしもこの条文は、そういう限定的なことに考えておるわけではございません。御指摘のように、広地域ということをしていけば、東京には的確に表現をされませうけれども、その他の府県においては必ずしもそういうことが非常に重要な要件だとは考えておりませぬわけです。しかしこの公団の意図するところは、東京だけが対象でないことは御承知の通りであります。この条文のさしすまるところは、そういう意図でありませぬので、この点は、われわれの意図も、今御質問の御趣旨の線と何ら食い違っておらぬつもりでございます。が、立法者の意思とこれを解釈される国民の側とに食い違いがあったのでは、かえって意味をなさないと思っております。よく御審議をいただきまして、私は非常にとらわれた考えでこのことを考えておるわけではないというこ

とだけは率直に申し上げておきたいと思っております。

○廣瀬委員 さようなことになりませうと、この第一条の「地域」という字句と第三十四条に書いてあります「当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域」という「地域」というのは同じ意味であつて、第三十四条は、さつき私が例にとりました東京の住宅難を解消するために、千葉県に住宅を建設するという場合の例から考えますと、この地域というものは東京都と千葉県、この二つを含んでおるものだというふうに解釈すべきでございますか。

○竹山國務大臣 そういう場合の例としては、お話をようなことになるわけです。三十四条のねらいは、ざつとばらんに申せば、地方公共団体の意見を聞くという考え方でありますが、それを法律的にやましくいふと、こういう表現になるというふうに御理解をいただけば、全く同意見であります。

○廣瀬委員 従来の政府当局の御説明により申すれば、住宅公団は、住宅不足の著しい、特に困窮しておる場所に住宅を建設するのだということでございますが、公営住宅等の関係におきまして、なるべくあちらこちら、全国至るところに公団の住宅を建設してもらいたいというふうな意見もあるようでございます。そうなりますれば、第一条の条文も、もちろん変えて参らなければならぬのでありますけれども、考え方といたしまして、従来のように、四つか五つの大きな都会のみに限定して昭和三十年度は建設するということをして、政府としては固持されるのでございませうか。さようではなくて、法改正とともに、全国主要な、かなり

の住宅難を感じております地域におきましては、公団の住宅を建設するといふような方針に変えても差しつかえないという御意見でございますか、さういふことについて伺いたいと思っております。

○竹山國務大臣 これはあるいは法文の表現の仕方が、実は当面をしておる住宅不足の緩和を急速にやろうというところをあまりまっ正直に表わし過ぎた感があるかもしれぬと思つて、この意味は、住宅の不足は、ある意味においては、全国どこもみんな同じだといふ言ひ方もあると思う。ただ程度の差でありまして、いなかに行つても、やはり住宅の不足は同じようだとおもいます。しかし、そういう平等的なやり方は、公営住宅あるいは公庫の住宅政策というものが、全面的な政策に当るべきものであつて、その中でも特にひどい所へ追い打ちをかけるといひますか、急速にこれをなすために、公団の制度が必要であるという考へ方には、公団の制度が、程度のはなはだしい所を、まず公団が応援をして、この制度で、従来の一般的な制度ではなかなかその穴が埋まらないところを埋めていこうという考へ方に出發をいたしておりますことを法文に書きましたので、これがいかにもごちなく考へられたわけだと思つて、趣旨は、そういう気持でおりますので、私は非常に限定的なことを考へてはおりませぬ。しかし、これを全国平等にばらまいてしまつたのでは、また公団の意図する重点がなくなると思つて、政府として、この辺は緩急のずから明年度以降の計画ともあわせて考へまして、急を要する所からやつていくのだという建前におきまして、また必要箇所へはできるだけ公団も当然応援をする、さうして三者一体となつて、できるだけ住宅不足緩和の目標を達成するといふ考へ方におきましては、私はただいまの御意見と何ら食い違つておるとは考えておりませぬ。従つて、率直に申せば、この条文は、文章からいへば、非常に限定的な感はあります。が、運用の面におきましては、そういう限定的なことをして考へておるつもりはないのでありますから、その辺はよく御審議に應じまして、われわれも実際に一番有効な、国民の要請にこたへるような実施をいたして参りたいと思つております。

○廣瀬委員 最後に、一つ、第四十二条により申すれば、公団を市町村長並みに扱つておるわけでありませう。ところが、公団の宅地造成につきまして、農地との関係が至るところに起つて参ると思つておるべきところからして、法の第四条により申すれば、農地の転用の制限をいたしまして、農地を農地以外のものに転換をいたします場合には、原則として都道府県知事の許可を必要とする。都道府県知事は農業会議の意見を聞くことなくならないということになつておるようでございます。ところが、その除外例といたしまして、同や都道府県はさような必要がないといふことになつておる。そこで、公団を市町村長並みに扱つておることに申すれば、宅地造成につきましては、一々農業会議の意見を聞いて、許可を受けなければならぬといふことになつて参ると思つて、果して宅地の造成が進捗するかどうか、大きな支障

が生じてはほしくないかということを中心配するのでございまして、これにつきましての政府当局の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○竹山國務大臣 これはごもつともだと思ふのであります。私の考え方を申し上げますならば、公園というものに非常に強い権限を与えてやることか、いかどうか、前回の委員会におきましても、建設委員会の御決定ではないと思ふ持つけれども、公園が特別の強権を持つことについては、否定的な御意見の方もあつたというふうにも私ども聞きましておりまして、これはごもつともなごことだと思ふので、公園には特別の強権をつけるといふ考え方は、努めて避けたつもりであります。しかし、土地の問題に關しては、お話し通りの農地法との接点が一番問題でありまして、そういう意味からいって、ある程度強権的に農地を宅地化するということとを法律で定めまして、公園に特権を与えるということとは、公認して刺激多くして、結果的にはそれだけの効果があるかどうかということをお考えまして、この区画整理の問題につきましては、できるだけ懇切に、しかも実行上、でき得るだけの必要な仕事はやるようにという建前をとつたわけでありまして、御心配の農地との関連につきましては、この条文上、まづこうからこれを宅地化するということはいたしませんで、実は行政的に農林省当局とよく話し合ひを進めておられます。むしろ農林当局も、法案でまづこうからこれを否定する態度をとりまづと、勢い対抗をしなければならぬということになりまして、必要以上の混乱を起す危険もあるから、必要な事実上

宅地化すべきところについては十分協力をして、今お話の行政的にも、また農地委員会等の方面とも十分な連絡をとつて、この政策実行のために協力をしようということでも話し合ひをいたしまして、そういう面でも、実は問題の解決をはかり得るという見通しが立ちましたので、そういう点で、この公園の法文には、法律的に威圧をするという態勢は避けたわけでありまして、この点、あるいは御審議の過程において物足りないお感じがあるかもしれませんが、私は、むしろその方が計画遂行上はよりいい結果を得られるのではないかと、いろいろ考へて、農林当局との連係は十分とおるような次第でありますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○内海委員長 ちょっと大臣に、この質疑の調整上承つておきたいのですが、われわれは、公園の建設予定敷二万戸というものに対して、委員会の空気がいたしまして、非常な疑問を持つて参つたのであります。ところが、この計画を立てるに當つて、二万戸は最小限度であつたというお言葉と、さらにまた、実施上決して困難ではない、必ずこれは実施が出来る確信を持つておられるという御答弁と、さらに最後に、これが断行に當つては、資金の用意はもうすでにできておるので、この法案が通れば必ず三十年代内に二万戸の建設を断行できるという確信を持つておられるというお言葉は、それでよろしいですね。

○竹山國務大臣 重ねてのおただしでございしますが、私はそういう決意しております。

○内海委員長 小松幹吉。

○小松委員 質問をいたします。大臣は非常に懇切丁寧な御答へをしますが、やはり簡潔でもいいから、はっきりしたところをお答え願ひたい。あれこれ言つても、いつも同じようなことを言つているというふうな感じがします。そこで、今の問題で、二万戸の住宅建設を、一体どういう計画で本年度内にやり得るかということ、もう少し納得のいくような説明をしていただきたい、それがまず第一点です。ただ、やり得るといふ大臣の希望的な受け合ひだけでは、どうも安心な言つていただきたいと思います。

○竹山國務大臣 これは、プログラムはもちろぬいろいろあり得ると思ひますが、地方へどういふふうに分配をするか、それによつてもいろいろ變つて参ろうと思ひます。これも、よく国会の御意見を尊重して参りたいと思ひます。それから、その上で配分の考え方もまた變つてくることもあり得ると思ひます。数字的に今どういふことを申すわけではありませんが、同時に、簡潔に申せば、結局当初に考へましたように、資金的な裏打ちはあるわけでありまして、これを具体的に実施の面に移すということでありまして、設計等も別にあらためて長い日時を要するわけではない、設計もできておるものを現実的に家を建てさせればいいわけでありまして、これは私ではでき得るものと考へておるわけで、実施の上において、これに伴つて非常に困難な問題は、私には今のところ考へられませんが、あるいは御納得いかぬかもしれませんが、私としては、これはなし

得るものだ、こう考へてわけでありませぬ。

○小松委員 大臣の答へを聞いておると、非常に安易にできるといふようなお考へであります。私はそう考へない。というところは、二万戸という数字は、単に二万戸であります。来月からは二万戸の建設にかかるといふことになりまして、数の觀念がなくて、二万戸を建てると言つたつて、それは始まらないと思ふ。第一、この法案の趣旨を説明する場合には、東京を中心にして、あるいは五大市を中心に公園運営をやつていくのだというふうなことを言われておる。それならば、それで一体どういう地域に公園を設立していくのかという配分がなければならぬ。全国でやるのなら、全国で一つ公園の配分というものが考へられていなければ、年間に二万戸という建設をやつていくだけでは、私たちが雲をつかむやうな納得ができないので、そこをどうも考へて、東京には大体二万戸のうち半分くらいは建てて、あとは地方にやるのだとか、やつて、あとは地方にやるのだとか、そういう数字というものの觀念をはずした二万戸建設などというところは、私は納得できない。その辺をお伺ひしたい。

○竹山國務大臣 先ほど申し上げましたように、二万戸という、非常に多いようでありませぬけれども、これは地方の要求、希望によつてみな満足をするようにすれば、一府県幾らにもならないわけです。申すまでもなくアパートでありますから、戸数こそ多いようでありませぬが、一つのむね数にしてみれば、そんな大へんなものではない。

○小松委員 今の問題ですが、大臣の方も、どこに幾ら、どこに幾らというところは、ちよつとお答えできないと私は思ふ。そこで、公園というものが非常に問題になつておるときでありませぬし、しかも、住宅はどこでも希望しておる。あるいは来ていないかもしれませぬけれども、正式でなくとも、今

そこでわれわれは、当初は、一番住宅の集中的に不足なところをまず手初めにしていこうと考へたことは事実でありませぬが、しかし、これは今も委員会のいろいろな御意見を伺つておる間に、必ずしもそう限定すべきではないぢやないかという御意見等も尊重すべき御意見だと思ひますので、これは法律と予算の実施の面において、広く國民の要請にこたへべきものだと考へる。私も同感でありますから、その辺は最終の御決定になるまでに、よく国会の御意見を伺ひたいと思ひまして、計画を考へたいということの中ずの、その意味でありまして、従つてそのやり方等によつては、そう一個所に多くはない。これを端的に申せば、東京だけでも、希望を入れようと思へば、半分も東京に持つていって、足りるわけではないのでありますから、それは参らぬ、各地の要請に応じていかなければならぬのが事実だろふと思ひます。しかし、それを非常にこまかく各町村へばらまいてしまつて、一つ一つ、事実上不可能なことだらうと思ひますから、その辺を一体どう考へていたしたらいいかという点などは、一つ端的によく御意見を伺ひたいと思ひます。その上で、私も考へをきめたいと思ひます。

○瀬戸山委員 今の問題ですが、大臣の方も、どこに幾ら、どこに幾らというところは、ちよつとお答えできないと私は思ふ。そこで、公園というものが非常に問題になつておるときでありませぬし、しかも、住宅はどこでも希望しておる。あるいは来ていないかもしれませぬけれども、正式でなくとも、今

の公団住宅を建ててもらいたいという希望がある程度申し入れがあるかも知れません。その様子をここで聞いておけば、大体的見当がつくのではないかと思います。そういうことはあります。

○竹山国務大臣 これは個々に私が事務当局から聞いておるところでは、ずいぶんあるわけでありすが、別にまだそう組織立てて希望をとるといふことは差し控えておきますから、今、全体を申せと言われましても見当がつかせませんけれども、今私の感じでは、個々に聞いておきますいろいろな地方の要望には、とても二万戸じゃ足りませぬし、それから先ほど申したように、当初ある程度の都市を中心に考えていこうとするのに対して、もつと全国的にといったも、町村まではいきまじまいけれども、県庁の所在地と、地方へもある程度分散をしろという要求は、各方面から受けておるようなわけでありまして、これはとてもこの戸数で足りるわけではないというのが事実であります。

○小松委員 要望を受けておるといふのは、それは住宅がほしいという要望は、多々あると思うのです。公団住宅がほしいという要望が幾つ来てるかということに、私は疑問を持っておるのです。ということは、今数字を示されないので、そういう大まかな一つの建設の数字というものがなくて公団設立というものが抽象的に上つてきておる。ここに私は問題があると思う。それでお答えをお願いしますが、それでは公団の規模はどの程度に考えておるか、人的規模、地域的規模についてはどう

いう考えですか、それをまずお伺いしたい。

○竹山国務大臣 それは決して基礎がないわけではないので、提案の当時から申し上げておきますように、二万戸をまず集中的に住宅の不足な都市を中心にして計画を進めたい。同時に、これは実際に建てるための公団でありまして、公庫のようにまず全面的に機構を作らなければいけないとは考えておりませんから、機構はなるべく簡素にして、全国に支店を作るといったようなことをまず先にやることよりも、現実的に建てることを計画すればいいと考えております。しかし、今申すように、地方の要望は各地からある、それは数字的に基礎がないから薄弱だとおっしゃれますが、それは要求する方わけでありまして、今何千戸ほしいというのでもありません。長野県あたりのように、とにかく一万戸おれのところではやるのだといって、たんか切つておるところもありまして、そういうことを個々に取り上げれば、これはどこにもあると思えます。同時に、これは希望はないじゃないかとおっしゃられますけれども、端的に申せば、これは公営に比べれば、地方の財政負担を伴わないから、あるいはごく一部のもの、ありますから、そういう点において、地方がこちらを希望するということも、顕著にあるということだけは、もう事実でございますから、率直に申し上げます。

○小松委員 地域的な規模と人的な規模が不明確である。そういう不明確なことで公団を設立して、一体何ができるか。たった一つ宅地造成の問題をとつてみても、東京大阪の宅地造成をするのに、一体だれが仕切るかということ。公団の職員が何人おつたら東京の宅地造成ができるかということ。を、明確に言ってもらいたい。現在、東京、大阪の、しかも行政区域がまたがっておるところの宅地造成というのは、並み大抵のことじゃない。県庁の吏員を使うか、あるいは町村のそういうものに委嘱するか知らないが、そんなときに、公団の一つの組織、人員というものは、あるいは県庁の吏員や町村役場の吏員を一つの対象に広げていくのか、公団独自の構成員でこれやり得るのかという構構がきまらなければ、宅地造成といっても、公団の幹部の十人か二十人寄つたって宅地造成はできんぞい。だから私は、人的構成員は何人でやるのか、その人的規模と地域的規模をお聞きしておる。その規模がわからない、宅地造成をやりますと申しても、今の宅地というものは、そこに原野があつて、その原野に家を建てるというなまやさしいことじゃない。宅地造成には、当然都市計画もあり区画整理事業との関連もある。あるいはその他民間の業者や電建会社等が宅地造成の競争をしておる。そのただ中に飛び込んで、公団の職員がどれだけ宅地造成ができるかという問題が、具体的に起ってくると思う。そうしたときに、公団の職員が、人的規模がわからない、宅地造成をしますといつたって、それは子供だましだ。一体どういう構成、どういう組織で宅地造成に乗り出していくか、その点を明確に言ってもらいたい。

○竹山国務大臣 それは仕事の分量に応じて変わってくるものでありますし、今申す通り、やり方そのものについて、国会の御意見があるので、私は慎重に考慮をいたしておるということ。重ね重ね申しておるわけでありまして、当初予算編成のときに考えました都市別の大体的構構というものは、あることは確かを持っておりますけれども、そういうことを私が今ここで言明することは、いかにもそれにとらわれることになり、誤解を生ずるので、私はことさらに、今申すように、国会の御意見を尊重してきめたい。もちろんこの二万戸を施行するためには、それに要する人的機構その他はやらなければできませんから、そのことの覚悟用意は持つてのことであることは当然でありまして、これは役人と違ひありません。何の定員を置かなければいけないかと、私はとらわれた観念でやりたくない。必要な人間は必要だけそこに集中すればできるように、これが公団の機構だと私は考えておりますので、私に私に申すことではないこと、ことさらに申すことをいたさないのは、そういう意味であります。

○小松委員 そこで公団の組織というものがあるかと思つておる。単に幹部の四、五人をこきせてこれを公団でございまして、こうやって打ち出しておいて、あとは国会の審議にまかせるといふ、すべて国会の審議にまかせずから審議してくれ、いわゆる提案したあなたの方においては、ただ幹部をこきせて、公団でございまして、少し金を集めて、公団でございまして、公団なんというものは、最初から公団そのものがあやふやである。そういうことで公団を作るのかどうかということ。を、さらにお聞きしたい。

○竹山国務大臣 決して私はあやふやに考えておりません。これを実行するための用意は、十分に考えておるつもりであります。

○小松委員 用意はいい、いいと言われても、納得するような用意がない。それはあなた一人の胸の中に持つておる。それを御披露して下さい。その御披露がなくて、いい、いいと言つても、これは一人ぎめなのであります。だから少くとも、あなたはどう考えておるか知らぬけれども、政府当局はこういう規模で考えておる、その規模でやるならば、宅地造成はものの二カ月もあれば、少々むずかしい宅地造成でもできる——できる、できないは、やってみなければわからぬけれども、そのくらいの見解がなければならぬと思う。それでなければ、公団というものは、単にあなたの言葉のマジックの公団でしかない、こういうふうに考えておるのです。ほかの委員はわかつておるかもしれませんが、私には、どういふ格好で建設するのか、その内容がわからない。公団を設立して、幹部を何人かこしらえて、財政を持つてきて二万戸建設する、これで納得しろ納得しろと言われても、一体どういふ格好で二万戸建てるのかわからぬ。まず土地が大事だ。町村や府県等のむずかしい宅地造成の隘路を打開していくには、いつも総裁とか副総裁が出て行つてやるのですか、その辺をはつきりお聞きしたい。

○内海委員 相当具体的な問題になつてきましたが、官房長はもつと具体的な数字を持つておられると思う。なるほど、政策面においては大臣の答

亦もいけれども、こんな人足何ほ雇うというよりな問題でも一々大臣が立つというよりも、むしろ審議を円滑に進めるについては、もっと親切丁寧な官房長からとんどん説明されることの方がいいのじゃないか。官房長どうです。

○石破政府委員 もろろん、先ほど来小松委員が御疑念をお持ちになり、御質問になりました点につきまして、御用意をいたしております。先に結論から申し上げますと、私も、二万戸は建つものと確信いたしております。もう少しこまかく申し上げますと、

まず金がなければ家は建ちません。資金の点につきましては、大臣から御答弁申し上げた通りでありまして、われわれも当初から一番心配したのでありますが、賃貸住宅につきましては、建設費の二割程度は地方出資に仰がなければいかぬということに相なっております。これにつきましては、事業施行地域がはつきりきまらぬと申しますか、法律がどうなるかまだ御審議の中途にありますので、具体的に最終的の相談をするわけに参りませんけれども、重立ったところ、たとえば東京、大阪、横浜というところにつきましましては、相応の出資は引き受けるというふうなことを、非公式ではありますすが言明をいたしておりますので、資金については心配はない、かように考えております。

その次には、機構なり人の問題であります。法律におきましては、先ほど小松委員の御指摘になりました通り、役員だけしか規定いたしておりません。職員とか役員とかの具体的人選の前に、およそその程度の職員を必要とす

るのであるかという問題であります。もちろん事業を集团的にやるか、ある程度分散してやるかということによって違いも出ますし、何しろまだ法案審議の途中でありまして、最終的の結論には至っておりませんけれども、初年度百六十六億円の金をもちまして二万戸の住宅を建設するためには、まだざつぱりに申し上げまして六、七百人の職員が要るのじゃなからうかと考えております。もちろん、宅地造成なり住宅建設それ自体を——たとえばトロッコを押ししたり、壁を塗ったりするのは、その職員がするのじゃありませんで、大部分は御承知の通り請負を使ってやることになると思っておりますが、公団の職員としましては大見当で六、七百人の人が要るのじゃなからうかと考えております。

次に、法律にも書いてあります通り、公団の本部は東京に置きます。必要な個所に従たる事務所、いわゆる支店を置く予定にいたしております。これも事業施行地域によって、若干動くかも知れませんけれども、常識的に日本を大きな都市に分けてまして東京、名古屋、大阪というところ、

は、どうしても初年度から支店が要るのではなからうかと考えております。さらに、土地の問題であります。お話の通り所要の土地を取得するということは、非常に困難な仕事であると思ひます。初年度、公団は自分の手で新たな土地造成を約百万坪ばかり考

えておりますが、もちろんこれだけに限定して公団住宅を建てるつもりはありません。既存のすでにできた宅地がおりますれば、そこに建てるつもりであります。いずれにしましても、

土地を取得し、これを造成するという仕事は、お話の通り非常に厄介な仕事であります。ただ初年度におきまして政府の国有財産を約三十万坪程度現物出資をしていただくことになっております。この具体的な場所等も、まだ実測いたしておりませんけれども、たとえば大阪の市外にありまして、市の中心まで約三十分程度の距離にある枚方の造兵廠の跡でありますとか、そういうところも今のところでは一応現物出資を受けることになっております。そういうところになりますと、ある程度早く集团的な土地造成ができるのじゃなからうかと思っております。なお、地方によりましては、すでに公営住宅計画を、非公式なものでありますけれども、今後何年間にどの程度の公営住宅を建てたいというふうなことで準備をして、土地の手当がある程度してお

るようなところもあるようでありまして、そういうものを、公団に出資していただくこともなかり、譲渡していただくことになりまして、仕事が早く進むだろ、かように考えております。なお、公団の事業は、本来公団それ自体でやることを建前といたしまして、必要の場合、特に創立早々に

おきましては、地方公共団体に事業の一部を委託してやっていただくということも考えなければいかぬと思ひます。

区画整理事業につきましては、公団がみずからの責任においてやることも、この法案で用意しておりますし、必要がありまされば、所要の費用を公団が負担いたしました。地方行政に区画整理事業をやっていたかとい

うようなことも法案に用意いたして下さる次第であります。以上、大分長くなりますので、この程度で……。

○小松委員 私は、最初に言っておきますが、公団の性格がぼけておる、結論からいへば、こんなものを新しく作らなくても、やれるのじゃないかという考え方に根拠を持って質問しているのです。そこでお尋ねしますが、かつての住宅営団がどういう形で運営されて、どうして首尾を一貫しなくて、あ

あいう結果になったかというのを、再度お聞きしたい。

○石破政府委員 住宅営団が解消いたしましたのは、御承知の通り終戦間もないころでありまして、そのころの経緯等につきましては、実は私正直に申し上げますが、当時の機構なり仕事のやり方というふうなものにつきましては、一応の資料を持っておりましたので、後刻勉強いたしましてお答えいたしたいと思ひます。

をしてかかっておる小松さんのことですから、言いわけをしてみたつて始まらぬのであります。わかれれば、名前が似ておるからといって、戦争中の統制のために作った住宅営団と、今度は集約的に住宅を作つていこうとして

発足する住宅公団というものは、似て非なるものであつて、何ら関連はないと考えておりますから、これは比較検討は御自由でありますけれども、何もそのあとを受けていくものとは考えておりませんので、一向特別に研究もいたしておりませんが、よく調べましてまた適当な機会に申し上げます。

○小松委員 いやしくも住宅建設を心得とするものが、かつての住宅営団の末路を考へないで政策を打ち立てていくという事は、ずさんである。それならば、かつての住宅営団がそういう経済界において翻弄されたことから考

えて、現在の経済界において、果してスムーズにいづくかどうかという問題もまたあると思ふ。今度の自由・民主両党の政治的な取引においても、相争いソフの素因を持つ現象も来たとおる、あるいは再軍備態勢という態勢下、あるいは好むと好まざるにかかわらず、そうした傾向を持つておる。今度の問題は、私は宅地造成の問題が、最も混乱のもとに思ふと思つておる。木材あるいは金融の問題が解決したとして、宅地造成が公団の意に沿うがごとくできるかどうかということが、最も大きな混乱のもとに思ふ。いなかの三軒家のところになる建築をやるといふならば、別であります。しかしながら、都市建設をやつていくこの段階において、私は宅地造成というものに最も大きな疑惑と混乱とを持つ

ています。というのは、この公団というものが特別設立されて、ほんの金をもらう地方行政団体と、あるいは資金の問題だけの取引になっておりますけれども、こうした地方公共団体というものから切り離して住宅建設を試みようとする公団は、宙に浮いてしまわないければ、公団の總裁がみずから出ていって宅地造成をするかしないかという問題になってくる。公団のオフィスにおいて指図して、宅地造成をしようなんというなまやさしい今の段階ではないと思う。土地区画整理の問題もあり、区画事業という問題もあるでしょう。さらに、各府県にある住宅協会なるものも、宅地造成をしております。それから民間会社が、今は勤労者住宅を自分の手前で建てておりますけれども、政府がそっくり金を出して建ててくれるならば、首を長くしてもたれかかってくるのを待とうという考え方も起ってくる。こうした中で、一体どのような具体策をもって宅地造成をやっていくかということも、もう少し精細にお話ししていただかなければ、納得ができません。

○竹山國務大臣 百万坪の宅地造成計画というものは、いろいろなものがあると思う。国有地を宅地化するという、今、官房長が申した問題もありましようし、それから区画整理法に基づいて新しい宅地地域というものを作るために、公団みずからやる必要のある場合も予想しておりますけれども、また場合によっては、それほどしなくとも、公団と地方公共団体とが、宅地造成の費用は公団が持ち、地方にやっもらうという場合も起りましよう。

望むらくは、それが一番穩健でありますから、私は、何もことさら混乱を起してまでやる意思はありません。しかしお話のように、宅地の問題は、社会党さんの案のように、宅地は全部どこかが提供してくれるというふうな、簡単に始末がつく問題であるならば、何もこんな苦勞はしません。従って、この公団が百万坪をやるといふことが、宅地問題の全部とは考えていない。御承知のように、五十万坪近いものは公庫の金融措置でもやっていますし、それから県は県、いろいろなところでそれぞれ考えていかなければいけません。公団は、そのうちのわずか百万坪の宅地を造成するという仕事を現実に行うことによって、宅地問題の解決の一つの政策として打ち出しておるわけでありまして、これをやったらからといって、宅地問題が混乱をするなどということはない、私は考えておりません。もし、さようなことがあるとすれば、私も御指摘をいただいて、よく注意をいたしたいと考えております。

○小松委員 国有地を払い下げて解決するということになります。これはきわめて簡単でございます。しかし、そうはいかないとするならば、公団設立をして宅地造成をするというねらいが、他の宅地造成と違わなければならぬと思う。あなたは今、公庫でもやるし、地方でもやるから私もやるのだ。そういう趣旨ならば、わざわざ公団を複雑なる中に立てる必要はないと思う。こういう意味で、国有地の払い下げはいいのです、それで解決するなにか言わんやです。しかし、民有地の宅

地造成、こういうことを考えておられない、二万戸増設ということはできないと思う。私は、本年二万戸増設可能かというのを最初に質問した。ずるずるべつたりで、適当にできたときでいいんだ、あなたの意見を聞いてみると、善意をもってやるから、できたときはできたんだから、そうやかましよう言うてくれるなというふうな意味に聞えるのです。それならばそれで、最初から言えばいい。ところが、二万戸増設は危ないじゃないかと言ふと、やりませぬ、間違いないかと言ふ手のうちを見て下さい。こうおっしゃいますから、それなら、本年に二万戸増設をやりに上げることは、なまやさしいことではないが、宅地造成はどうしますかと聞いておるのです。

○竹山國務大臣 御心配いたただく点は、まことに感謝いたしますが、二万戸を建てるために必要な宅地は、三十万坪ないし四十万坪であります。百万坪造成するのは、一般公庫住宅を初め、宅地に困難をしておる國民に供給をするために、百万坪の造成をしようというわけでありませぬ。端的に申し上げれば、今三、四十万坪の国有地の提供をすでに用意しておるのでありますから、その二万戸分の宅地だけを考えると、その二万戸分の宅地だけを考えると、大した問題はないのであります。しかしわれわれは、宅地問題というものは、そうは考えません。公団の必要とするものは、必要とするもので用意はするが、それ以外に、全体を合せて百万坪の宅地の造成をしようというのでありまして、お話の通りこれは国有地を対象でありませぬ、民有地を対象に考えておりますから、あるいはいろいろ

いなる形の民有地の買い上げをするとかあるいは借り入れをするとか、いろいろな場合が起ろうと思ひます。それに応じた宅地造成をしていく、こういうことでありまして、私は、御心配下される二万戸建設のための宅地というものは、そういう意味において大して御心配は——大へんありがたいですけれども、そんなに不可能な問題とは、実は考えておらぬわけでありませぬ。

○小松委員 心配というよりも、できないのじゃないか、いろいろひっかかりが出てくるのじゃないかと私は考えておる。というのは、東京周辺、大都市の周辺で、国有地を除いたところ……

○内海委員長 小松さんに申し上げますが、大臣は予算委員会に呼ばれて、ちよつと行かれるということでございますから、御了承願ひます。

○小松委員 それでは事務的に質問申し上げます。国有地の問題はいいでしょうけれども、東京あたりでは、宅地造成は民間土地会社がやっておる。あるいは電建会社もやっておるし、また東京都でもやっておるし、住宅公庫もやっておる。東京都がやる、埼玉県がやる、神奈川県がやるという中で、公団が入ってまた宅地造成をやつて、これがやりこなせませぬかと聞きたいのです。やりこなせるかは、金は多いのですけれども、金をかまわぬでやればいいのですけれども、今は宅地造成にからんで、相当宅地の地代の値上りを来たしておる。そういう住宅建設というブームに乗つて、われ先にと土地会社はそれぞれ日をつけておる。それに公団のしろとかくろうとか知らぬけれども、總裁あたりが一体だれを使つて

どういう格好で宅地造成をやるかというところを、もう少し詳細にお答え願ひたい。

○石破政府委員 お話の通り、住宅建設が盛んになりますれば、やはり宅地の取得が、ひいては宅地価格の高騰になることは、決して好ましいことではありませぬけれども、ある程度はやむを得ないことかと思ひます。なお、いろいろな機関で、すでに宅地造成等をやつておるのに、公団が入れば、摩擦や混乱を起すのではないかと御意見であります。なるほど無計画に同じ個所を方々からねらつていったりしますれば、お話の通りの混乱を来すのは当然と思ひます。私どもの考えとしては、大体東京には支店を置くかと思つております。この支店は——支部と申しますか、これは東京都とはきわめて緊密な関係を持たせて参りたいと思つております。従ひまして、東京都でやります公営住宅用地の取得、あるいは公庫の資金で造成します住宅用地、こういうものとは摩擦せずに、それぞれ適当にあんばいしてやつていかなければならぬものと考えております。なお個人でも、すでに相当土地会社がいろいろな仕事をやつておるようでありませぬけれども、これらの関係はごちやごちやにならないようになつていきたいと思います。非常に御心配いたしておりますが、具体的個所は申し上げかねますけれども、東京都につきましては、相当集約的に土地取得可能というふうな見当も実はついております。関西におきましては、先ほど申し上げました国有地の問題のほか、相当まとまった宅地が、私どもが考えておりましたよりか、かえつて安

い値段で手に入るであらうというよう
なことも聞いております。従いまし
て、お話の通り、宅地を取得し、これ
を造成するという事は、公団の仕事
のうちでは一番むずかしい仕事であり
ます。しかし、これはだれかがやらな
ければいけませんので、公団は一生懸
命でやっていきたい、かように考えて
おります。

○小松委員 住宅建設の理想という
か、親心というものは、きわめていい
も考えられませんが、それに具体的
な一つの——実際あらゆる問題を検
討してみると、住宅問題というのは、
ほんとうに込み入ったような感じがす
る。厚生年金関係の住宅もあり、ある
いは産業労働者住宅もあり、官公労
の住宅もあり、電電公社あるいは国鉄公
社の住宅もあり、それから公営住宅
造成も考えられる。公営住宅もあり、
金庫住宅もある。それにまた公団住宅
も加えて、屋上屋を重ねてその混雑し
ておる姿を見たときに、その間にいろ
いろな隘路が出てくる。物事が常に日
本の政治全体を見ると、いろいろなも
のを思いつきで次々に作っていく。し
まいには、それをどうやって整理しよ
うかということが議題になる。補助金
の問題が整理の問題になっておる。
あつちも補助金、こつちも補助金をす
る。三年、四年たつと、これは耐えら
れぬ、一つ補助金を整理しようという
問題が出てくる。それからんでいろ
いろな問題が出てくる。この住宅問題
も、あまりにも屋上屋を重ねておるよ
うな感じがするのです。そこで、要は、こ
れは宅地造成に一つの大きなウエート
がある、こういうように考えてもみる
のです。そこで、宅地造成の問題が、

今聞けば心配は要らない、あるのだと
いうようにお聞きしておりましたが、
あるならばあるでよろしいのです。問
題は、そうしたことが、公庫住宅その
他の住宅建設の地代にはね上つてくる
ということをお心配する。同時に、民間
住宅二十四万五千戸を見ておるが、現
在土地造成の問題で、民間住宅とい
うのは行き悩んでおる状態でもある。
あらゆるところにひびが入ってきたな
らば、民間住宅のそうした面までめん
どうを見てくれるか、あるいは公庫住
宅の宅地造成までしっかり見てくれる
かということが問題です。その辺はど
うですか。

○石破政府委員 もちろん公団が宅地
造成をいたします分は、先ほど大臣が
お答えいたしました通り、公団だけで
使うという事は考えておりません。
従いまして、公団が使用して、残り
の分は一般民間に売りますなり、
あるいは公庫に当つた方に分譲するな
り、そういう方法をとって参りたい、
かように考えております。

○小松委員 政府の答弁では、できる
という点ばかりでありますから、まあ
できることを信用いたしました。し
かし、民間建設二十四万五千戸とい
うのは、統計的数字で、可能な数字で
ございませうか、それをもう一ぺん伺いま
す。

○石破政府委員 統計に基いた可能推
定数字でございませう。

○小松委員 この民間建設というもの
は、いわゆる分布図というものを考え
たときに、経済的な分布図と地域的な
分布図は、どういふような格好に見て
おられますか。

○石破政府委員 民間住宅建設の地域
的な分布でございませうが、ここにしつ
かりした資料を持っておりませんが、
私から申し上げるまでもなく、御承知
の通り、都市、農村を問わず、必要な
方面に建てられておるものと、かよう
に考えております。なお、これを全く
自分の力で建てるといふ方は、これま
た私が申し上げるまでもなく、商売を
やっておる方であるとか、あるいは農
林漁業等を経営しておられる方に、大
体片寄つておるだらうと思つて、言
葉をかえて言いますと、いわゆる勤労
所得者と申しますか、月給取り階級で
自分の力で家を建てておるといふの
は、おそらくほとんどない、かように
考えております。

○小松委員 経済的な分布は、民間自力
建設というのは、農山漁村か、あるいは
は商売をなさつておる方だそうであり
ますが、それならば、商売をなさつて
おる方や、あるいは農村に対しては、
住宅というものはほつたらかしていい
のかどうかという問題が出てくるわけ
です。その点についてどうお考えです
か。これは政治的答弁になるかもしれ
ませぬけれども……。

○石破政府委員 まず住宅金融公庫で
ございませうが、住宅金融公庫は、もち
ろん住宅建設資金を融通するわけであ
りますけれども、店舗併用住宅ももち
ろん認めてお貸ししたしております。
さらに農村等におきましても、事務の
都合上、ある程度地域は限定しておる
ようでございますけれども、必ずしも
貸付を都市だけに限るといふようなこ
とは考えておりません。また公営住宅
につきましても、住宅不足の一番ひど
い地方から公営住宅を建てます関係
上、やはり都市に主力を置いておるわ

けでございませうけれども、都市以外の
ところを全然建てておらないというよ
うなことはいたしてないかと考えてお
ります。

○小松委員 住宅建設は都市中心にな
るといふ、これは必然の推移でござい
ましようが、今後の公団建設等から、
産業労働者住宅の方向に向いてくるこ
とは必然であります。また都市中心に
向いてくると思つて、それなら
ば、もう少しさいの、いわゆるいなか
といひますか、地方の住宅建設に対し
て、何らかの公営住宅なり、あるいは
公庫の住宅の資金の配分なりに考慮す
る意思があるか、このことをお尋ねい
たします。

○石破政府委員 公団住宅は、先ほど
大臣が御答弁申し上げました通り、地
方にもある程度は考えていかなければ
ならぬと思つておるけれども、やはり大
都市を主に考えていくことに相なると
思つておる。そうなりますと、公営住宅
等は、やはり地方に回る余地が従来に
比べると少しは出てくる、かように考
えております。さらに公庫の資金の貸
付でございませうが、これは原則とい
ましては、地域は全然考えておらぬ
わけでありませうけれども、えらい山の
奥でありますとか、山の奥ではござい
ませぬけれども、えらいいなかであり
ますとかいたしますと、それを建築審
査をするとかいろいろの調査等で、費
用も莫大にかかります関係等もありま
して、やはり公庫の貸付につきましても、
ある程度地域をしばつておるよう
な現状であります。これもおいおい
そういう都市の方の住宅事情が緩和さ
れるに従いましてその他の方にも及ぼ

すように考えていかなければならぬと
考えております。

○小松委員 公営住宅も地方にウエー
トをかけるということもございませうか
ら、そういうふうによつていただきたい
のですが、同時に公庫の資金の貸し
出しも、今はワクを非常に持つてお
る。地方自治団体に対する、いわゆる
府県に対するワクがあり、その府県の
ワクがまた町村のワクで都市中心に
なつておる。そのために、さいの方で
は、公庫住宅を利用しようとしても、
ワクがないというので、過去において
は捨てられていた。こういうことから
考えて、地方の方は、宅地造成の問題
は要らないのであります。ただ資金の
問題だけで解決すると思つて、都市の方
は、宅地が問題であると思つて、そこ
で公庫なり公営住宅が地方にたくさ
ん——たくさんといつても限度がある
でしょうが、多く回すということをお
明されるかどうか。

○石破政府委員 私、さつき申し上げ
ましたように、えらい山の奥等につ
いてお断わりするといふのは、ごく例
外でございまして、公庫につきまして
は、お話にもありましたけれども、実
は公共団体が地域別等にワクを作りま
して募集するといふようなことはい
しておりません。全国の希望者を集め
まして、それを抽せんするわけござ
いませうが、都市からの申込者が非常
に多いので、結果的に申しますと、借
りの方は都市居住者が多いということ
になつておるのではないと思つてお
る。あつちやであり、同時に、屋上屋を重
ねて、住宅建設の混乱を来たすおそれ
があるということを中心にして質問い

八

たしました。あまり納得するような御答弁もいまだなかつたのですが、これ以上質問しても仕方がないので、最後に、先ほど公団の人的規模という点をお尋ねしたときに、住宅公団の職員は六、七百人を見ておる、こういう構想でございます。それがどういふ仕事の量か私存じませんが、それならば、たゞいま建設省で首切りを考へておる營繕の技術職員を、そつくりそのまま持つていっていただくことはできないかどうか。念のため言つておきたいのですが、日本の行政官というものは、いわゆる事務系統というものが非常にウエートを占めておる。技術系統というものは、最近建設省あたりでも、技術員の技師技官が課長になつたりしておる傾向も出ておりますけれども、一般的に技官技術系統というのが軽んじられておる。おそらく公団經營をやれば、技官でなくして、事務官の方がそれぞれ輸出していく、あるいはそのポストを得ていって、職員はそのまま持つていかれない、こういうふうに考へておられますが、現在建設省関係で首切りをなされんとしておるものは、營繕関係の技術者系統が大部分である。これを、幾ら技術系統であろうと、そのまま公団職員に転用して悪いということはないと思ふ。七百人も公団職員が要るならば、全面的にそれを救済してそこに転用する努力を払う意思があるか。

えは八階建の建物に一階、二階、三階、四階というような天井が要る、かような意味で公団が要ると考へておりますので、その点については御了解いただきたいと思います。

○石破政府委員 御答弁いたします前に、先ほど公団は屋上屋をかするものというようなたとえがありましたけれども、これは無用なものを必要以上に重ねれば、屋上屋でございますけれども、私どもはそう考へませんで、たと

なほ、營繕の整理の職員を公団に全部採用するかどうかという問題であります。申す上げると申すまでもなく、公団の職員は、總裁が必要とする職員を採用するのでございまして、營繕の整理採用する二百二十名をそつくりそのままいたしかねますけれども、長年建設省に奉職いたしておりました者でございまして、これはおそらく公団職員として申すまでも適任者であろうと考へておりますので、御意見の通り進みますように努力いたします。

○内海委員長 山田長司君。○山田委員 先ほどの廣瀬委員の、農地を宅地にする問題についての質問に對しての大臣の答弁で、理解ができていない点があつたので、局長に伺うわけですが、法文化していなくても、行政的に農業委員会と連係がつけられておるのだ、こういうふうなことを先ほど答弁になつたと思つたのです。そこで、そんなばかばかとしたことで田や畑をつぶされてしまうということは、われわれとして理解ができないことがまず一つ。それから地方の市町村農業委員会に、どういふ連係がつけられているのか、ただ連係がつけられているというばかばかとしたことでは、地方の農業委員会が取り上げて宅地造成に應ずるといふことは、非常な混乱を来たすと思つたのです。その点について、どういふ

ふうにお考へになつておられるか、一応伺つておきたいと思つた。○石破政府委員 大臣の申し上げましたのは、お聞きの通りでありまして、私からそれを敷衍する必要はないと思つた。この住宅建設が必要ないこと、もう農林省当局もよく承知いたしております。住宅を建てる以上は、ある程度の農地にかかることも、それもやむを得ぬだらうということも申しております。ただ、農林省といたしましては、農地を宅地にするときは、これは必要最小限度にとどめてもらわなければ困るということ、強く申しております。私どももいたしまして、今度計画いたしております公団住宅は、その辺も考へまして、大体原則として四階建の建物を作る予定にもいたしております。さらに地目といたしましては、私、詳しく承知いたしませんけれども、實質上は、大してほかの土地に比べて取極もそうよけいがないというところ、農地に手をつけるにしようなど、そういうところから手をつけまして、宅地化していきたい、かように考へておる次第であります。

お話の農業委員会等との話し合いのことでございますが、私ども、特に農業委員会に頼んで、公園用地については、農地として必要やむを得ぬものを、一つ譲つてもらふというふうなことを頼んでおられません。農業委員会の自主的な御意見に従つて、県知事なり農林省の方で適当にきめてくれるだらうと思つた。

○山田委員 そうすると、別に法文化してないが、連係が済んでいるという先ほどの大臣の答弁と、私は食い違ひがあると思つたのです。先ほど廣瀬委員の質問については、連係がされているからそういう心配はないのだというふうなことが言われたのですが、では、大した連係がないじゃないかというところを、私は一応言いたしたのです。それから、もう一つ伺いたいことは、せつかく抽せんで當つても、宅地がないためにその権利を売買しているというふうな事例がたくさんあるわけです。そういう点について、何か今度の公団の場合における方途として、宅地の問題を考慮されて措置せられるような方法は講ぜられるかどうか、一応それを伺つておきます。

○石破政府委員 まず初めの、農地の関係について十分了解がついておるといふのは、大臣が申し上げましたのと私が申し上げたのと、何か矛盾するようにお聞き下さつたかも知れませんが、私ども、実は大臣が申し上げましたのは、個々具体的に農業委員会までで話がついていけるというふうな意味ではございまして、農林省の農地当局も、住宅建設のためにはある程度は必要最小限度の農地を出すことも、これもやむを得ぬであらう、そういうときはよく協力して御相談に乗るから、従つて法律に書く必要はなからうという、こういう意見を述べたことを申し上げたわけでありませう。

○山田委員 さらに参考に何つておきますが、実は私の知つてゐる事例でも一つあるのです。東京都下の、さきに行われた農地改革によつて、農林省の土地に物納されておる。農地委員会で、そういうふうな決定をしたわけですが、そして農林省の土地にしてしまつて、その周辺は、全部ごとくが現在宅地になつております。その宅地になつてゐるまんなかに、一応農林省の土地として現在草ぼうぼうに草がはやされてゐる。こういう場合における土地が、おそらく東京都下に相当坪数になつてゐると私は思つたのですが、一体東京周辺に物納されておる土地は何十万坪ぐらゐ農林省であるとお考へになつておるか、一応参考にお考へなければお知らせ願ひたいと思つた。

○石破政府委員 ここにたゞいま資料

れ、一方宅地取得面に非常に困っておるといふ現在の状況は、決して適当なものとは考えておりません。従いまして、私どももいたしましては、この問題を解決することは、ぜひ必要なことと思ひまして、いろいろ研究はいたしておりませうけれども、御承知の通り現在の社会、経済の制度のもとにおきましては、これを抜本的に解決する措置を講じますことは、なかなか困難であろうと考へておる次第であります。ただ、お話の中で、広い宅地を持ち、あるいは広い住宅を持つ者に、住宅困窮者を同居させるような措置であります。これも戦争直後でございますならば、ある程度そういう強制的な措置をとることも、社会全体の通念といたしましては許され、従つて結果も円満にいったかもしれませんけれども、現在のような状況になりましては、これも十分検討いたさなければ、いろいろの混乱を起し、結果的にはかえつて摩擦を起すという結果にならないとも限らぬと思ひます。私が申し上げたいと思ひますことは、決して現状がいいというわけではありませぬけれども、これを解決するためには、ひとり宅地問題等の見地からだけでこれが解決することは、なかなか困難である、かように考へております。

○山田委員 困難なことはよくわかるのですが、それを強制的にどうするといふふうではなくて、やはりこういう問題についての協力を、当局は地方自治体に対して、あるいは東京都の場合だったら都及び区あるいは町、これらに対して懇請するくらいな手は打つていいと思ひます。実は、私は意外に

思つた事例があるのです。特に名前を言ふのを差し控えますが、世田谷のあの焼けなかつた地域に、某地方の長官をやつた人の邸宅があるわけですね。その邸宅で貸し間をするかもしらぬというので、実は私の選挙区から出てきた人に同行して、貸し間を紹介するところから一緒に歩いてみたのです。ところが、家族は二人です。その家の室数は九室あつて、しかもその九室が全く掃除にも困るほど広い家に住んでいるわけですね。部屋を貸そうという話が進められたけれども、実際こういう点についても、政治が生きていないという点を痛切に感じたのです。もしもこれが地方自治体の協力で、そういうところの調べがあり、そういうところの協力を要請するくらいなことは、地方自治体も何らかの手で率先してやってくれたら、かなり住宅難が解消できるのではないかと気がしたので、こういう点については、どこかこういう協力を自治体でやつております事例があるかどうか、一応参考に向つておきたいと思ひます。

○石破政府委員 ここで申し上げるだけの資料を持っておりません。ただ、地方によりましては、今のお話のような事例の場合、そういう人が快く応じているかどうか、これは別問題でございませぬけれども、広い世間には、たゞ狭い家でも、家のない困つて居る者について、民生委員等が仲に立つていろいろあつせんするとかいう措置を講じまして、住宅に困つて居る者を好意的に収容してやつて居るといふ事例が、おそらく全国では相当の数に上つて居るのぢやないかと考へます。お話の筋もありますので——これは役所仕

事でありませうと、なかなか困難な仕事でありますけれども、お話の次第もありましたので、手近な東京都等とは特別によく話し合つてみたい、こう考へております。

○小松委員 先ほどの管轄部の首切り問題について、官房長が了とされたので、私黙つておつたのですけれども、やはり不安があるわけですね。七百人の公団職員を要するというのが、長い間建設省あるいはそのほかの建設管轄関係に技術の勞をとつてきた職員を、そのまま街頭にはうり出すことのできないような、また新しい採用をしていくような公団なら意味がないと思ひます。やはりそういう者を吸収していく公団組織を考へて、できるだけ、二百何人あるいは地方を加えればまだ多いかもしれませんが、それを転用するという点についての御所信を、さらに伺いた

い。

○石破政府委員 先ほど申し上げた通りであります。重ねての御質問でありますので十分努力いたしたい、かようにお答え申し上げたいと思ひます。

○内海委員長 日本住宅公団法案に対する本日の質疑はこの程度にし、明七日午前十時より引き続き会議を開き、質疑を続行することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

昭和三十年六月九日印刷

昭和三十年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局